

研精会 実務者研修養成施設事業（通信） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

名 称： 特定医療法人社団 研精会

所在地： 東京都調布市東つつじヶ丘二丁目 27 番地 1

（目的）

第2条 本研修の目的は社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得する機会を広く提供するとともに、医療と福祉を連携し得る高度人材を輩出することである。

（課程及び地域）

第3条 前条の目的を達成するために実務者研修養成施設事業を実施する。
養成課程は通信課程とする。

第2項 通信地域は千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県とする。

（研修事業の名称）

第4条 本研修事業の名称は次のとおりとする。

研精会介護人材育成センター 実務者研修コース

（入所資格）

第5条 本研修は介護福祉士国家試験の受験予定者を対象とする。全ての過程を自分一人の力で受講・遂行することが可能な心身ともに健康な方とする。また、インターネット接続環境があり、e ラーニング受講環境が整っている方とする。

（受講料）

第6条 本研修の受講料は別表アのとおりとする。

（教育内容）

第7条 本研修の履修科目は別表イのとおりとする。

(会場)

第 8 条 本研修の講義及び演習を実施する会場は別表ウのとおりとする。

(開講時期)

第 9 条 本研修の受講開始は、年 3 回とする。

- 受講時期について
- ① 5 月 1 日 から 10 月 31 日 まで
 - ② 9 月 1 日 から 2 月 28 日 まで
 - ③ 3 月 1 日 から 8 月 31 日 まで

(事務局窓口・休業日)

休業日は次のとおりとする。ただし、養成施設長が認める場合には、休業日を変更することがある。

- ① 年末から年始までとする。(12 月 30 日から 1 月 3 日まで)
- ② 毎週土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する日。
- ③ 天災その他やむを得ない事情により、研修を行うことができないと当施設が認める日。

(定員)

第 10 条 本研修の定員は 1 クラス 30 名以下とする。

年間総定員数は、90 名以下とし、学級数は、3 クラスとする。

(選考)

第 11 条 本研修を受講しようとする者は介護福祉について学習する意図を持ち、受講のための所定の手続を期日までに行ったものを受け入れる。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(受講の手続き)

第 12 条 本研修を受講するには、所定の受講申込書に記入し、指定口座に受講料を振り込む必要がある。期日までに振り込みがない場合は、キャンセルされたものとみなす。
受講料納入後、受講生の都合によりキャンセルする場合、または受講を中止する場合、原則、受講料の返金を行わない。

- (1) 本研修のホームページからの申し込み又は本研修指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 提出書類により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、期日までに受講料を納入する。
- (4) 本研修は、受講料の納入を確認した後、ログイン ID の発行および教材一式を発送する。

(科目の免除)

第 13 条 本研修で免除される科目について別表イに定める。科目の免除を希望する者については、該当資格証の写しを提出すること。

(履修方法)

第 14 条 (1) 学習方法

通信学習は、配布された教材及び学習案内に沿って自己学習し、本研修が定める e ラーニングのシステムに示された学習課題を終了する。

(2) 評価の方法

各学習課題の評価は、70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は、再度学習課題に挑戦し、合格するまではその学習課題は終了としない。

(3) 個別学習への対応方法

受講生からの質問については、当法人が定める電子メールにて受付し、(アドレス : info01@kenseikai-jp.com) 該当科目を担当する講師が回答する。

(4) スクーリングは次のとおり実施する。

- ① 年内に 3 回以上実施する。
- ② 日程については別紙で告知する。
- ③ 当施設の都合により日程を変更することがある。

(修了の認定方法)

第 15 条 本研修の修了認定は第 7 条で定める各科目をすべて修了する必要がある。

第 2 項 科目の修了は次の項目を満たす必要がある。

- (1) 本研修の修了認定方法は、指定されたカリキュラムをすべて履修し、科目ごとに e ラーニングのシステムにより示された修了試験に合格すること。各科目の評価は、70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は、再試験に挑戦し、合格するまではその科目の修了としない。
- (2) 介護過程Ⅲは、全ての授業科目を出席し、実技試験を実施する。評価は、70 点以上を合格とし担当講師の評価によって合否を決める。
- (3) 医療的ケア（演習）については、実技演習項目を規定回数以上行い、担当講師が基準に満たしていると判断した場合、合格とする。

(補講について)

第 16 条 やむを得ない事情でスクーリングを欠席した者は、次のスクーリングの際に同科目の振替受講ができる。

第 2 項 振替受講を希望する場合、受講生は事前に申し出なければならない。

第 3 項 振替受講の受講料は無料とする。但し、1 年を超える場合は、別途ログイン ID 発行手数料 (5000 円 (税別)) を受講生は支払うことにより振替受講ができる。

(受講の取り消し及び退学)

第 17 条 次の各項に該当する者は本研修の受講を取り消されることがある。

- (1) 意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習の秩序を乱し、受講生として好ましくない行動をした者
- (3) 受講料支払い規定に反する者

受講の取り消し理由の(1)～(3)に該当し、受講が取り消された者の受講料の返還要求には一切応じない。

第 2 項 休学の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 心身不調、家族介護などやむを得ない理由と認められた場合、休学できる。
- (2) 所定の用紙に理由と期間を記入し提出する。
- (3) 期間は半年とする。事情によっては延長申請で最大 1 年間までの延長が認められる。その場合、延長の回数は 1 回 (1 年間) 限りとし、延長料は、一律 1 万円 (税抜) とする。

第 3 項 復学の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 復学が可能となった場合、所定の用紙と必要に応じて診断書を添付して提出する。
- (2) 審査を経て承認された者が復学できる。
- (3) 復学は未習の研修を照会し、面談の上、時期を確定する。

第 4 項 欠席の取り扱いは次のとおりとする。

理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合には欠席とする。
やむを得ず欠席する場合には、必ず電話等により届け出ることとする。
早退は欠席の扱いとする。

(修業年限及び在籍年限)

第 18 条 本研修の修業年限は 6 カ月とする。在籍期限は 2 年を超えることはできない。

(教職員組織)

第 19 条 本研修に以下の教職員を置く。

施設長 . . .	1 名
専任教員 . . .	1 名以上
講師	1 名以上
事務職員 . . .	1 名以上

(賞罰)

第 20 条 成績優秀者は、卒業時に表彰する。

ハラスメント及びそれに相当する行為があった場合、特定医療法人社団 研精会及び教職員にて協議の上、処遇を決定する。

(修了証書等の交付)

第 21 条 修了を認定された者（第 15 条）は、当法人において修了証明書を交付する。

(修了証書の再発行)

修了証書の紛失などがあった場合は修了者の申し出により、本人確認後、有料にて再発行を行う。「再発行代 1000 円（税抜）」

(修了者管理の方法)

修了者は修了者名簿に、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号を記載し修了者台帳を作成し保管、管理する。

(個人情報管理)

第 22 条 申込書類、本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報を保護し、不当な目的に使用しない。

(その他の留意事項)

第 23 条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情受付部署：研精会法人本部 介護人材育成センター

TEL：042 - 350 - 5525 または、アドレス：Kaigo_jinzai@kenseikai-jp.com

- (2) 受講者が講習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

研修の受講に際して、受講申込受付時または、研修開始日までに本人確認を

行う。公的証明書（健康保険証・運転免許・パスポート等）の提出により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

（施行細則）

第 24 条 本学則に定めのない事項で必要があると認められる場合、別に細則を定める。

（附則）

本学則は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

(別表ア) 受講料

テキスト代込みの金額である。

消費税（10%）込みの金額である。

(1) 受講生が介護職員基礎研修修了者の場合

e ラーニング・・・ 34,700 円

(2) 受講生が訪問介護員 1 級課程修了者の場合

e ラーニング・・・ 59,000 円

(3) 受講生が訪問介護員 2 級課程修了者の場合

e ラーニング・・・ 140,000 円

(4) 受講生が訪問介護員 3 級課程修了者の場合

e ラーニング・・・ 175,100 円

(5) 受講生が介護職員初任者研修修了者の場合

e ラーニング・・・ 140,000 円

(6) 上記以外の受講生の場合

e ラーニング・・・ 185,360 円

(別表イ) 科目の免除

	科目	保有資格					
		訪問介護員 1 級	訪問介護員 2 級	訪問介護員 3 級	介護職員基礎 研修 修了	初任者 研修 修了	無資格
人間と社会	人間の尊厳と自立 (5 時間)	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	社会の理解 I (5 時間)	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	社会の理解 II (30 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
介護 1	介護の基本 I (10 時間)	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	介護の基本 II (20 時間)	免除	免除	履修	免除	履修	履修
介護 I	コミュニケーション技術(20 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
	生活支援技術 I (20 時間)	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	生活支援技術 II (30 時間)	免除	免除	履修	免除	免除	履修
介護 II	介護過程 I (20 時間)	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	介護過程 II (25 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解 I (10 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
	発達と老化の理解 II (20 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
こころとからだのしくみ	認知症の理解 I (10 時間)	免除	履修	履修	免除	免除	履修
	認知症の理解 II (20 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
こころとからだのしくみ	障害の理解 I (10 時間)	免除	履修	履修	免除	免除	履修
	障害の理解 II (20 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ I (20 時間)	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	こころとからだのしくみ II (60 時間)	免除	履修	履修	免除	履修	履修
医療的ケア	医療的ケア (50 時間)	履修	履修	履修	履修	履修	履修
	医療的ケア演習 (規定回数)	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数	規定回数
	介護過程Ⅲ(スクーリング) (46 時間)	履修	履修	履修	免除	履修	履修
合計		96 ＋ 医療的 ケア 演習	321 ＋ 医療的 ケア 演習	421 ＋ 医療的 ケア 演習	50 ＋ 医療的 ケア 演習	321 ＋ 医療的 ケア 演習	451 ＋ 医療的 ケア 演習

(別表ウ) 会場

東京南看護専門学校 1階教室、2階①教室、2階②教室、3階講堂、実習室

所在地：東京都稲城市若葉台 3-8-2